

郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱

令和元年9月20日制定
令和3年4月1日一部改正
令和3年12月7日一部改正
令和6年3月1日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年6月1日一部改正
[こども部こども総務企画課]

(設置)

第1条 こども食堂、支援企業等、及び市が連携することにより、利用者及び地域住民に対し、こども食堂に対する理解及び安心感を醸成するとともに、こども食堂の運営を支援し、もってこどもが健やかに成長し、自立できる社会を実現するため、郡山市こども食堂ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 こども及びその保護者を含む大人を対象とし、無料又は低額で食事等の提供を行うことに加え、居場所の提供を行う団体をいう。
- (2) 支援企業等 この要綱の趣旨に賛同する企業、事業所、団体又は個人で、第13条第1項の事業に対し、協力を行うものをいう。
- (3) 居場所の提供 遊び、体験活動、学習支援、相談支援、利用者同士の交流等を目的とした空間を提供することをいう。

(ネットワークの取組)

第3条 ネットワークは、こども食堂、支援企業等及び市が連携することにより、こどもにとって身近で利用しやすいこども食堂とするため、次に掲げる取組を行う。

- (1) こども食堂と支援企業等をつなぐこと。
- (2) こども食堂及び支援企業等の情報発信を支援すること。
- (3) こども食堂間の連携に関すること。
- (4) こども食堂の実施内容の向上を促すこと。
- (5) こども食堂を開始しようとする者への情報を提供すること。

(ネットワークへの登録要件)

第4条 こども食堂は、ネットワークへの登録に当たり、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で実施されること。
 - (2) 1年以上継続してこども食堂を運営することを予定し、その能力を有すること。
 - (3) 原則として、月1回以上、又は年間延べ12回以上こども食堂を開催すること。
 - (4) 食品衛生責任者養成講習会を修了した者又はそれと同等以上の資格（栄養士、調理師等）を有する者を置くことのほか、食品衛生に関する研修、講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。
 - (5) こども食堂が安心して利用できる場となるよう、郡山市まちづくり活動保険の対象となる場合を除き、食中毒や事故によるけがに対応できる保険に加入する等の対策を行うこと。
 - (6) 食事等の提供に当たっては、最新の郡山市食育推進計画に記載されているライフステージに応じた食育の推進に留意し、こどもと大人と一緒に料理する等、こどもの自立及び自活力の育成に努めること。
 - (7) 個人情報の取扱いに関しては、郡山市個人情報保護条例（平成6年郡山市条例第5号）を遵守するとともに、その取扱いに十分に留意し、漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の保護に関し、必要な措置を講じること。
 - (8) こどもの様子を見守り、必要に応じて関係機関と連携をとること。
- 2 前項各号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するこども食堂又は支援企業等は、ネットワークへの登録対象としない。
- (1) 郡山市暴力団排除条例（平成24年郡山市条例第46号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員になっている団体等又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を営むもの
 - (3) 政治活動又は宗教活動を行うもの
 - (4) その他公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
（ネットワークの運営）

第5条 ネットワークの運営を行うため郡山市こども部こども総務企画課に事務局を置く。

- 2 ネットワークの事務局は、ネットワークに登録しているこども食堂及び支援企業等を集め、毎年1回以上ネットワーク会議を開催する。
- 3 ネットワークの運営に要する経費については、本市の負担とする。ただし、ネットワーク会議の出席に要する旅費等については、出席者の負担とする。
（ネットワークの登録申請）

第6条 ネットワークに登録しようとするこども食堂は、郡山市こども食堂ネットワーク登録申請書（こども食堂用）（第1号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 ネットワークに登録しようとする支援企業等は、郡山市こども食堂ネットワーク登録申請書（支援企業等用）（第2号様式）を市長に提

出するものとする。

（ネットワークの登録決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出を受けたときは、速やかに登録の可否について確認の上、適当と認めるときは、郡山市こども食堂ネットワーク登録決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

（ネットワーク登録期間）

第8条 ネットワークの登録期間は、4月1日から翌年の3月31日までの1年間とする。ただし、年度途中に前条に規定する登録決定を受けたものは、登録決定日から当該年度末までとする。

（ネットワーク登録内容の変更）

第9条 ネットワーク登録の内容に変更があった場合は、速やかに郡山市こども食堂ネットワーク登録事項変更届（第4号様式）により市長に届け出なければならない。

（ネットワーク登録の更新）

第10条 ネットワーク登録の更新をしようとするこども食堂は、ネットワークの登録期間満了の1か月前から登録期間満了までの間に、食中毒や事故等に対応できる保険への加入状況を証明する書類を事務局に提出することにより、1年間更新されるものとする。

2 支援企業等は、ネットワーク退会の意思表示がないときは、登録期間満了の翌日から更に1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

（ネットワークの退会）

第11条 ネットワークを退会しようとするものは、退会する前月末日までに、郡山市こども食堂ネットワーク退会届（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前条の規定によるネットワーク登録の更新が行われなかった場合は、ネットワークから退会したものとみなす。

（ネットワーク登録の取消し）

第12条 市長は、ネットワークの登録決定をした場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、ネットワークの登録を取り消すことができる。

(1) こども食堂が、第4条第1項及び第2項の規定に違反し、又は次条第1項の運営支援事業の内容を他の用途に使用し、市長の指示に従わない場合

(2) 支援企業等が、第4条第2項の規定に違反し、市長の指示に従わない場合

(3) ネットワークの登録決定を受けたものが、登録した事業を継続することができなくなったと認められる場合

（運営支援事業）

第13条 市は、ネットワークに登録したこども食堂に対し、支援企業等の協力を得て、次に掲げる事業を行う。

(1) 商品券支援事業 こども食堂で提供する食事等の際に使用する生鮮食品、加工食品、調理材料、調味材料、飲料等の飲食料品を購入するための商品券を提供する事業

(2) 前号のほか、こども食堂を支援するための事業で、市長が必要と認めるもの

2 前項の事業の内容は、市長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和元年9月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月7日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

第 1 号様式（第 6 条関係）

年 月 日

郡山市長

申請人 住所
 （ 団体にあつては団体名 ） 氏名
 及び代表者氏名

郡山市こども食堂ネットワーク登録申請書
 （こども食堂用）

郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり登録の申請をします。

団体情報	団体名	
	団体の性質	☐ 任意団体 ☐ NPO法人 ☐ その他 ()
	代表者職氏名	
	団体又は代表者 住所	
	連絡先	電話 () メールアドレス
こども食堂の概要	こども食堂の名称	
	開設年月	年 月
	開催場所	施設名称 住所
	開設の目的、経緯等	
	開催頻度 (開催日や曜日等を 記入)	☐ 毎 月 回 (第 曜日) ☐ 毎 週 回 (曜日) ☐ その他 ()
	1 回当たりの定員	☐ 定員なし ☐ 定員あり _____人程度

こども食堂の概要	主な活動内容	☐ 食事等の提供 ☐ 遊び、体験活動 ☐ 学習支援、相談支援 ☐ その他 ()
	利用料金	
	開催周知方法	☐ ホームページ等 (URL) ☐ その他 ()
	保険の加入状況	☐ 食中毒や事故等に対応できる保険への加入 ☐ 郡山市まちづくり活動保険を利用
	食品衛生関係	☐ 食品営業許可（飲食業の営業許可も含む。） ☐ 保健所への相談・届出 ☐ その他 ()
添付書類		☐ 食品衛生責任者養成講習会を修了した者 _____ 名 ☐ 上記と同等以上の資格(栄養士、調理師等)を有する者 _____ 名

注) 2箇所以上の場所で開催する場合には、その箇所数に合わせて登録申請書を提出してください。

年 月 日

郡山市長

申請人 住所
 （ 団体にあつては団体名 ） 氏名
 及び代表者氏名

郡山市こども食堂ネットワーク登録申請書
 （支援企業等用）

郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり登録の申請をします。

登録者情報	団体名又は氏名	
	代表者職氏名 （団体の場合）	
	住所	
	連絡先	電話 （ ） メールアドレス
支援の概要	支援内容	☐ 商品券支援事業 （具体的な内容 ） ☐ その他 （具体的な内容 ）
	支援の理由	

第 3 号様式（第 7 条関係）

（文書の記号）第 号
年 月 日

様

郡山市長

郡山市こども食堂ネットワーク登録決定通知書

郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱第 7 条の規定により、次のとおり登録しましたので、通知します。

1 こども食堂又は支援企業等の名称

2 登録期間 年 月 日から 年 月 日まで

第4号様式（第9条関係）

年 月 日

郡山市長

登録団体等 住所
(団体にあつては団体名) 氏名
及び代表者氏名

郡山市こども食堂ネットワーク登録事項変更届

郡山市こども食堂ネットワーク設置要綱第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

変更があった事項	☐ 団体名（氏名） ☐ こども食堂の名称 ☐ 1回当たりの定員 ☐ 支援内容 ☐ その他（ ☐ 住所・連絡先 ☐ 開催場所 ☐ 主な活動内容 ☐ 代表者職氏名 ☐ 開催頻度 ☐ 利用料金 ）
変更前	
変更後	
変更となった日	年 月 日

- 1 「変更があった事項」欄は、該当する項目にチェックしてください。（複数該当する場合は、該当する項目全てにチェックしてください。）
- 2 「変更前」、「変更後」欄は、変更した内容を簡潔に記入してください。

第 5 号様式（第11条関係）

年 月 日

郡山市長

登録団体等 住所
〔団体にあつては団体名〕 氏名
及び代表者氏名

郡山市こども食堂ネットワーク退会届

郡山市こども食堂ネットワーク要綱第11条の規定により、次のとおり届け出ます。

退会日	年 月 日
退会理由	